

○内閣府令第 号

元号を改める政令（平成三十一年政令第四百十三号）の施行に伴い、及び金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第四十条第二号の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令及び金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和元年 月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三

金融商品取引業等に関する内閣府令及び金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令の一部を改正する内閣府令

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正）

第一条 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付

した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(金融商品取引業者と密接な関係を有する者) 第十六条の五の二 令第十五条の十の七第四号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 当該金融商品取引業者の子会社等(令第十五条の十六第三項に規定する子会社等をいう。以下この号、第三十三条第二項、第三十四条、第二百二十三条第一項第三十号、第十二項第三号及び第十三項、第二百五条の七第二項第二号並びに第六節において同じ。) 。)又は当該金融商品取引業者の親会社等(令第十五条の十六第三項に規定する親会社等をいう。第二百二十三条第十二項第三号及び第十三項、第二百五条の七第二項第二号並びに第六節において同じ。)の子会社等 「二〇五 略」</p> <p>(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人) 第六十二条 法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産(次に掲げるものに限る。)の合計額が三億円以上になると見込まれること。</p>	<p>(金融商品取引業者と密接な関係を有する者) 第十六条の五の二 「同上」</p> <p>一 当該金融商品取引業者の子会社等(令第十五条の十六第三項に規定する子会社等をいう。以下この号、第三十三条第二項、第三十四条、第二百二十三条第一項第三十号、第十一項第三号及び第十三項、第二百五条の七第二項第二号並びに第六節において同じ。) 。)又は当該金融商品取引業者の親会社等(令第十五条の十六第三項に規定する親会社等をいう。第二百二十三条第十一項第三号及び第十二項、第二百五条の七第二項第二号並びに第六節において同じ。)の子会社等 「二〇五 同上」</p> <p>(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人) 第六十二条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 「同上」</p>

「イ」へ 略

ト 商品市場における取引（商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第十項に規定する商品市場における取引をいう。）、外国商品市場取引（同条第十三項に規定する外国商品市場取引をいう。第六十七条第一号において同じ。）及び店頭商品デリバティブ取引（同法第二条第十四項に規定する店頭商品デリバティブ取引をいう。第六十七条第二号並びに第一百二十三条第九項及び第十三項において同じ。）に係る権利

三 「略」

（業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの）

第一百二十三条 法第四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げる状況とする。

「一」二十一年の三 略

二十一の四 特定通貨関連店頭デリバティブ取引（第一百七十七条第一項第二十八号の二に規定する特定通貨関連店頭デリバティブ取引をいう。次号から第二十一号の八まで及び第七項において同じ。

）について、金融商品取引業者（指定親会社を親会社（法第五十七条の二第八項に規定する親会社をいう。）とする特別金融商品取引業者を除く。以下この号から第二十一号の六まで及び第六項において同じ。）が、その所属する金融商品取引業協会の規則（金融庁長官の指定するもの（以下この号から第二十一号の六まで

「イ」へ 同上

ト 商品市場における取引（商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第十項に規定する商品市場における取引をいう。）、外国商品市場取引（同条第十三項に規定する外国商品市場取引をいう。第六十七条第一号において同じ。）及び店頭商品デリバティブ取引（同法第二条第十四項に規定する店頭商品デリバティブ取引をいう。第六十七条第二号並びに第一百二十三条第八項及び第十二項において同じ。）に係る権利

三 「同上」

（業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの）

第一百二十三条 「同上」

「一」二十一年の三 同上

二十一の四 特定通貨関連店頭デリバティブ取引（第一百七十七条第一項第二十八号の二に規定する特定通貨関連店頭デリバティブ取引をいう。次号及び第二十一号の六において同じ。）について、金融商品取引業者（指定親会社を親会社（法第五十七条の二第八項に規定する親会社をいう。）とする特別金融商品取引業者を除く

。以下この号から第二十一号の六まで及び第六項において同じ。）が、その所属する金融商品取引業協会の規則（金融庁長官の指定するもの（以下この号から第二十一号の六まで及び第六項にお

及び第六項において「協会規則」という。）に限る。（協会規則を定める金融商品取引業協会に加入していない金融商品取引業者にあつては、金融庁長官の指定するもの。次号及び第二十一号の六において同じ。）の定めるところにより、ストレステスト（外国為替相場の変動その他の変化があつたものとして、当該金融商品取引業者に生ずる損失を計算し、経営の健全性に与える影響を分析することをいう。次号及び第二十一号の六並びに第六項において同じ。）を実施していないと認められる状況

〔二十一の五・二十一の六 略〕

二十一の七 特定通貨関連店頭デリバティブ取引について、金融商品取引業者等が、その所属する金融商品取引業協会の規則（金融庁長官の指定するもの（以下この号及び次号並びに第七項において「協会規則」という。）に限る。（協会規則を定める金融商品取引業協会に加入していない金融商品取引業者等にあつては、金融庁長官の指定するもの。次号において同じ。）の定めるところにより、特定通貨関連店頭デリバティブ取引に関する情報を保存していないと認められる状況

二十一の八 特定通貨関連店頭デリバティブ取引について、協会規則の定めるところにより、特定通貨関連店頭デリバティブ取引に関する情報を、その所属する金融商品取引業協会（協会規則を定める金融商品取引業協会に加入していない金融商品取引業者等にあつては、当該金融商品取引業者等の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合に

いて「協会規則」という。）に限る。（協会規則を定める金融商品取引業協会に加入していない金融商品取引業者にあつては、金融庁長官の指定するもの。次号及び第二十一号の六において同じ。）の定めるところにより、ストレステスト（外国為替相場の変動その他の変化があつたものとして、当該金融商品取引業者に生ずる損失を計算し、経営の健全性に与える影響を分析することをいう。次号及び第二十一号の六並びに第六項において同じ。）を実施していないと認められる状況

〔二十一の五・二十一の六 同上〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

あつては福岡財務支局長)に報告していないと認められる状況

二十一の九 「略」

二十一の十 非清算店頭デリバティブ取引(店頭デリバティブ取引のうち、金融商品取引清算機関(当該金融商品取引清算機関が連携金融商品債務引受業務を行う場合には、連携清算機関等を含む。第十三項第一号ハ(1)において同じ。)若しくは外国金融商品取引清算機関が当該店頭デリバティブ取引に基づく債務を負担するもの又は令第一条の十八の二に規定する金融庁長官が指定するもの以外のものをいう。以下この号及び次号、第九項、第十一項並びに第十三項において同じ。)に係る変動証拠金(非清算店頭デリバティブ取引の時価の変動に応じて、当該非清算店頭デリバティブ取引の相手方に貸付又は預託(以下この号及び次号において「預託等」という。)をする証拠金をいう。以下この号及び次号、第十項並びに第十一項において同じ。)に関して次に掲げる行為を行うための措置を講じていないと認められる状況

イ 非清算店頭デリバティブ取引の相手方ごとに、非清算店頭デリバティブ取引の時価の合計額及び相手方から預託等がされている変動証拠金の時価(変動証拠金が第十項に規定する資産をもつて充てられる場合には、第十一項に規定する方法により算出される当該資産に係る代用価格をいう。以下イにおいて同じ。)

ロ の合計額又は当該相手方に預託等をしている変動証拠金の時価の合計額を毎日算出すること。

「ロ」ホ 略」

二十一の七 「同上」

二十一の八 非清算店頭デリバティブ取引(店頭デリバティブ取引のうち、金融商品取引清算機関(当該金融商品取引清算機関が連携金融商品債務引受業務を行う場合には、連携清算機関等を含む。第十二項第一号ハ(1)において同じ。)若しくは外国金融商品取引清算機関が当該店頭デリバティブ取引に基づく債務を負担するもの又は令第一条の十八の二に規定する金融庁長官が指定するもの以外のものをいう。以下この号及び次号、第八項、第十項並びに第十二項において同じ。)に係る変動証拠金(非清算店頭デリバティブ取引の時価の変動に応じて、当該非清算店頭デリバティブ取引の相手方に貸付又は預託(以下この号及び次号において「預託等」という。)をする証拠金をいう。以下この号及び次号、第九項並びに第十項において同じ。)に関して次に掲げる行為を行うための措置を講じていないと認められる状況

イ 非清算店頭デリバティブ取引の相手方ごとに、非清算店頭デリバティブ取引の時価の合計額及び相手方から預託等がされている変動証拠金の時価(変動証拠金が第九項に規定する資産をもつて充てられる場合には、第十項に規定する方法により算出される当該資産に係る代用価格をいう。以下イにおいて同じ。)

ロ の合計額又は当該相手方に預託等をしている変動証拠金の時価の合計額を毎日算出すること。

「ロ」ホ 同上」

二十一の十一 非清算店頭デリバティブ取引（法第二条第二十二項第五号に掲げる取引（通貨に係るものに限る。）のうち元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品（同条第二十四項第三号に掲げるものに限る。）を授受することを約する部分を除く。以下この号において同じ。）に係る当初証拠金（非清算店頭デリバティブ取引について将来発生し得る費用又は損失の合理的な見積額（以下この号において「潜在的損失等見積額」という。）に対応して預託等をする証拠金をいう。以下この号、第十項及び第十一項並びに第七十七条第一項第三号イにおいて同じ。）に関して次に掲げる行為を行うための措置を講じていないと認められる状況

イ 非清算店頭デリバティブ取引の相手方との間で次に掲げる事由が生じた場合に、当該相手方との間における非清算店頭デリバティブ取引に係る潜在的損失等見積額（あらかじめ金融庁長官に届け出た定量的計算モデルを用いる方法その他の金融庁長官が定める方法により算出されるものに限る。）並びに当該相手方から預託等がされている当初証拠金の時価（当初証拠金が第十項に規定する資産をもって充てられる場合には、第十項に規定する方法により算出される当該資産に係る代用価格をいう。以下イにおいて同じ。）の合計額及び当該相手方に預託等をしている当初証拠金の時価の合計額を算出すること。

〔(1)～(3) 略〕

〔ロ～ト 略〕

二十一の九 非清算店頭デリバティブ取引（法第二条第二十二項第五号に掲げる取引（通貨に係るものに限る。）のうち元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品（同条第二十四項第三号に掲げるものに限る。）を授受することを約する部分を除く。以下この号において同じ。）に係る当初証拠金（非清算店頭デリバティブ取引について将来発生し得る費用又は損失の合理的な見積額（以下この号において「潜在的損失等見積額」という。）に対応して預託等をする証拠金をいう。以下この号、第九項及び第十項並びに第七十七条第一項第三号イにおいて同じ。）に関して次に掲げる行為を行うための措置を講じていないと認められる状況

イ 非清算店頭デリバティブ取引の相手方との間で次に掲げる事由が生じた場合に、当該相手方との間における非清算店頭デリバティブ取引に係る潜在的損失等見積額（あらかじめ金融庁長官に届け出た定量的計算モデルを用いる方法その他の金融庁長官が定める方法により算出されるものに限る。）並びに当該相手方から預託等がされている当初証拠金の時価（当初証拠金が第九項に規定する資産をもって充てられる場合には、第十項に規定する方法により算出される当該資産に係る代用価格をいう。以下イにおいて同じ。）の合計額及び当該相手方に預託等をしている当初証拠金の時価の合計額を算出すること。

〔(1)～(3) 同上〕

〔ロ～ト 同上〕

「二十二～三十 略」

〔2～6 略〕

7|| 第一項第二十一号の七及び第二十一号の八に規定する協会規則には、次に掲げる事項が定められていなければならない。

一 金融商品取引業者等が保存する特定通貨関連店頭デリバティブ取引に関する情報に係る次に掲げる事項

イ 当該情報の内容

ロ 当該情報の保存の方法及び期間

二 金融商品取引業者等が報告する特定通貨関連店頭デリバティブ取引に関する情報に係る次に掲げる事項

イ 当該情報の内容

ロ 当該情報の報告の方法及び頻度

ハ 当該情報の分析の方法及びその結果

三 当該協会規則を変更する場合には、あらかじめその内容を金融庁長官に通知する旨

8|| 第一項第二十一号の九の「特定店頭オプション取引」とは、店頭

デリバティブ取引であつて、法第二条第二十二項第三号に掲げる取引（同号に規定する権利を行使することにより成立する取引が同項第二号に掲げる取引であるものに限る。）又は同項第四号に掲げる取引のうち、これらの取引に係るオプションが行使された場合に一定額の金銭を授受することとなるものをいう。

9|| 金融商品取引業者等は、次の各号に掲げる措置を講じる場合は、当該各号に掲げる措置の区分に応じ、当該各号に定める一又は複数

「二十二～三十 同上」

〔2～6 同上〕

「項を加える。」

7|| 第一項第二十一号の七の「特定店頭オプション取引」とは、店頭

デリバティブ取引であつて、法第二条第二十二項第三号に掲げる取引（同号に規定する権利を行使することにより成立する取引が同項第二号に掲げる取引であるものに限る。）又は同項第四号に掲げる取引のうち、これらの取引に係るオプションが行使された場合に一定額の金銭を授受することとなるものをいう。

8|| 「同上」

の取引を、当該措置に係る非清算店頭デリバティブ取引に含めること（当該一又は複数の取引を当該非清算店頭デリバティブ取引の相手方との間で継続して含める場合に限る。）ができる。

一 第一項第二十一号の十に掲げる取引 次に掲げる取引

イ 店頭商品デリバティブ取引（商品取引清算機関（商品先物取引法第二条第十八項に規定する商品取引清算機関をいう。）又は外国の法令に準拠して設立された法人で外国において商品取引債務引受業（同条第十七項に規定する商品取引債務引受業をいう。）と同種類の業務若しくは同法第七十条第一項に規定する業務と同種類の業務を行う者が債務を負担するものを除く。次号及び第十三項において同じ。）

ロ 「略」

ハ 非清算店頭デリバティブ取引を行った時（以下この項、第十二項及び第十三項において「基準時」という。）において第十二項各号に掲げる取引に該当する取引

ニ 一括清算（金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律第二条第六項に規定する一括清算をいう。以下この項、第十二項及び第十三項、第四百十条の三第二項並びに第四百四十三条の二第三項において同じ。）の約定をした基本契約書（同法第二条第五項に規定する基本契約書をいう。以下この項、第四百十条の三第二項及び第四百四十三条の二第三項において同じ。）に基づき行われている取引（金融商品取引業者等が当該基本契約書に基づき第一項第二十一号の十の措置に係る非清算店

一 第一項第二十一号の八に掲げる措置 次に掲げる取引

イ 店頭商品デリバティブ取引（商品取引清算機関（商品先物取引法第二条第十八項に規定する商品取引清算機関をいう。）又は外国の法令に準拠して設立された法人で外国において商品取引債務引受業（同条第十七項に規定する商品取引債務引受業をいう。）と同種類の業務若しくは同法第七十条第一項に規定する業務と同種類の業務を行う者が債務を負担するものを除く。次号及び第十二項において同じ。）

ロ 「同上」

ハ 非清算店頭デリバティブ取引を行った時（以下この項、第十二項及び第十二項において「基準時」という。）において第十二項各号に掲げる取引に該当する取引

ニ 一括清算（金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律第二条第六項に規定する一括清算をいう。以下この項、第十一項及び第十二項、第四百十条の三第二項並びに第四百四十三条の二第三項において同じ。）の約定をした基本契約書（同法第二条第五項に規定する基本契約書をいう。以下この項、第四百十条の三第二項及び第四百四十三条の二第三項において同じ。）に基づき行われている取引（金融商品取引業者等が当該基本契約書に基づき第一項第二十一号の八の措置に係る非清算店

頭デリバティブ取引を行っている場合に限り、イからハまでに掲げる取引を除く。）

二 第一項第二十一号の十一に掲げる措置 次に掲げる取引

〔イ〜ハ 略〕

ニ 基準時において第十三項各号に掲げる取引に該当する取引

ホ 一括清算の約定をした基本契約書に基づき行われている取引

（金融商品取引業者等が当該基本契約書に基づき第一項第二十

号の十一の措置に係る非清算店頭デリバティブ取引を行っている場合に限り、イからニまでに掲げる取引を除く。）

〔略〕

11〕 〔略〕

12〕 第一項第二十一号の十の規定は、基準時において、次の各号のいずれかに該当する取引については、適用しない。

〔一〜四 略〕

五 金融商品取引業者等について、第一項第二十一号の十に規定する措置と同等であると認められる外国の法令に準拠することその他の事情により同号に規定する措置を講じなくても公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがないと認められる場合として金融庁長官が指定する場合における当該取引

13〕 第一項第二十一号の十一の規定は、基準時において、次の各号のいずれかに該当する取引については、適用しない。

〔一〜四 略〕

五 金融商品取引業者等について、第一項第二十一号の十一に規定

頭デリバティブ取引を行っている場合に限り、イからハまでに掲げる取引を除く。）

二 第一項第二十一号の九に掲げる措置 次に掲げる取引

〔イ〜ハ 同上〕

ニ 基準時において第十二項各号に掲げる取引に該当する取引

ホ 一括清算の約定をした基本契約書に基づき行われている取引

（金融商品取引業者等が当該基本契約書に基づき第一項第二十

号の九の措置に係る非清算店頭デリバティブ取引を行っている場合に限り、イからニまでに掲げる取引を除く。）

〔同上〕

10〕 〔同上〕

11〕 第一項第二十一号の八の規定は、基準時において、次の各号のいずれかに該当する取引については、適用しない。

〔一〜四 同上〕

五 金融商品取引業者等について、第一項第二十一号の八に規定する措置と同等であると認められる外国の法令に準拠することその他の事情により同号に規定する措置を講じなくても公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがないと認められる場合として金融庁長官が指定する場合における当該取引

12〕 第一項第二十一号の九の規定は、基準時において、次の各号のいずれかに該当する取引については、適用しない。

〔一〜四 同上〕

五 金融商品取引業者等について、第一項第二十一号の九に規定す

する措置と同等であると認められる外国の法令に準拠することその他の事情により同号に規定する措置を講じなくても公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがないと認められる場合として金融庁長官が指定する場合における当該取引

(控除すべき固定資産等)

第七十七条 法第四十六条の六第一項に規定する固定資産その他の内閣府令で定めるものは、貸借対照表の科目その他のもので次に掲げるものとする。

〔一・二 略〕

三 流動資産のうち、次に掲げるもの

イ 預託金（顧客分別金信託、顧客区分管理信託、商品顧客区分管理信託、当初証拠金（第二百二十三条第一項第二十一号の十一）の規定による信託の設定又はこれに類する方法により管理されるものに限る。）及び同条第十三項第五号に掲げる取引に係る外国における当初証拠金に相当するもの、前条第一項第七号ロに掲げるものに係るもの並びに商品先物取引法施行規則（平成十七年 農林水産省 令第三号）第九十八条第一項第二号の規定による預託金を除く。）

〔ロ〳ホ 略〕

〔四〳六 略〕

〔2〳8 略〕

る措置と同等であると認められる外国の法令に準拠することその他の事情により同号に規定する措置を講じなくても公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがないと認められる場合として金融庁長官が指定する場合における当該取引

(控除すべき固定資産等)

第七十七条 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 〔同上〕

イ 預託金（顧客分別金信託、顧客区分管理信託、商品顧客区分管理信託、当初証拠金（第二百二十三条第一項第二十一号の九）の規定による信託の設定又はこれに類する方法により管理されるものに限る。）及び同条第十二項第五号に掲げる取引に係る外国における当初証拠金に相当するもの、前条第一項第七号ロに掲げるものに係るもの並びに商品先物取引法施行規則（平成十七年 農林水産省 令第三号）第九十八条第一項第二号の規定による預託金を除く。）

〔ロ〳ホ 同上〕

〔四〳六 同上〕

〔2〳8 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

(金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令の一部改正)

第二条 金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(平成三十一年内閣府令第九号)の

一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(経過措置)</p> <p>第二条 金融商品取引業者等（金融商品取引法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。）については、この府令の施行の日（次項において「施行日」という。）から令和元年八月三十一日までの間は、この府令による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令（次項において「新金融商品取引業等に関する内閣府令」という。）第百十七条第一項第二十八号の二の規定は、適用しない。</p> <p>2 金融商品取引業者（新金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第一項第二十一号の四に規定する金融商品取引業者をいう。）については、施行日から令和元年十二月三十一日までの間は、新金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第一項第二十一号の四から第二十一号の六までの規定は、適用しない。</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(経過措置)</p> <p>第二条 金融商品取引業者等（金融商品取引法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。）については、この府令の施行の日（次項において「施行日」という。）から平成三十一年八月三十一日までの間は、この府令による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令（次項において「新金融商品取引業等に関する内閣府令」という。）第百十七条第一項第二十八号の二の規定は、適用しない。</p> <p>2 金融商品取引業者（新金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第一項第二十一号の四に規定する金融商品取引業者をいう。）については、施行日から平成三十一年十二月三十一日までの間は、新金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第一項第二十一号の四から第二十一号の六までの規定は、適用しない。</p>

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、令和元年八月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 金融商品取引業者等（金融商品取引法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。）については、この府令の施行の日から令和三年三月三十一日までの間は、この府令による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令第二百二十三条第一項第二十一号の七及び第二十一号の八の規定は、適用しない。

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令の一部改正）

第三条 金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（平成二十八年内閣府令第二十五号

）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附則</p> <p>(金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第一項第二十一号の十及び第二十一号の十一の規定の適用に係る経過措置)</p> <p>第二条 金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第一項第二十一号の十及び第二十一号の十一の規定は、平成二十八年九月一日(以下「施行日」という。)以後に行われる非清算店頭デリバティブ取引(金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第一項第二十一号の十に規定する非清算店頭デリバティブ取引をいう。以下この項及び次項において同じ。)について適用する。ただし、金融商品取引業者等(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。)第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。以下この項及び次項において同じ。)は、次の各号に掲げる措置を講じる場合は、当該各号に掲げる措置の区分に応じ、当該各号に定める一又は複数の取引(第一号ロからニまで及び第二号ロからホまでについては、施行日前に行われたものに限る。)を、当該措置に係る非清算店頭デリバティブ取引に含めること(当該一又は複数の取引を当該非清算店頭デリバティブ取引の相手方との間で継続して含める場合に限る。)ができる。</p> <p>一 金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第一項第二十一号の十に掲げる措置 次に掲げる取引</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>(金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第一項第二十一号の八及び第二十一号の九の規定の適用に係る経過措置)</p> <p>第二条 金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第一項第二十一号の八及び第二十一号の九の規定は、平成二十八年九月一日(以下「施行日」という。)以後に行われる非清算店頭デリバティブ取引(金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第一項第二十一号の八に規定する非清算店頭デリバティブ取引をいう。以下この項及び次項において同じ。)について適用する。ただし、金融商品取引業者等(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。)第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。以下この項及び次項において同じ。)は、次の各号に掲げる措置を講じる場合は、当該各号に掲げる措置の区分に応じ、当該各号に定める一又は複数の取引(第一号ロからニまで及び第二号ロからホまでについては、施行日前に行われたものに限る。)を、当該措置に係る非清算店頭デリバティブ取引に含めること(当該一又は複数の取引を当該非清算店頭デリバティブ取引の相手方との間で継続して含める場合に限る。)ができる。</p> <p>一 金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第一項第二十一号の八に掲げる措置 次に掲げる取引</p>

イ 非清算店頭デリバティブ取引（施行日前に行われた取引及び次項の規定により金融商品取引業等に関する内閣府令第二百二十三条第一項第二十一号の規定が適用されない取引に限る。）

〔ロ・ハ 略〕

ニ 一括清算（金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律（平成十年法律第八号）第二条第六項に規定する一括清算をいう。以下この号及び次号において同じ。）の約定をした基本契約書（同法第二条第五項に規定する基本契約書をいう。以下この号及び次号において同じ。）に基づき行われている取引（金融商品取引業者等が当該基本契約書に基づき金融商品取引業等に関する内閣府令第二百二十三条第一項第二十一号の十の措置に係る非清算店頭デリバティブ取引を行っている場合に限る、イからハまでに掲げる取引を除く。）

二 金融商品取引業等に関する内閣府令第二百二十三条第一項第二十一号の十一に掲げる措置 次に掲げる取引

イ 非清算店頭デリバティブ取引（施行日前に行われた取引及び第三項の規定により読み替えて適用する金融商品取引業等に関する内閣府令第二百二十三条第十三項の規定により金融商品取引業等に関する内閣府令第二百二十三条第一項第二十一号の十一の規定が適用されない取引に限る。）

〔ロ・ニ 略〕

ホ 一括清算の約定をした基本契約書に基づき行われている取引

イ 非清算店頭デリバティブ取引（施行日前に行われた取引及び次項の規定により金融商品取引業等に関する内閣府令第二百二十三条第一項第二十一号の規定が適用されない取引に限る。）

〔ロ・ハ 同上〕

ニ 一括清算（金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律（平成十年法律第八号）第二条第六項に規定する一括清算をいう。以下この号及び次号において同じ。）の約定をした基本契約書（同法第二条第五項に規定する基本契約書をいう。以下この号及び次号において同じ。）に基づき行われている取引（金融商品取引業者等が当該基本契約書に基づき金融商品取引業等に関する内閣府令第二百二十三条第一項第二十一号の八の措置に係る非清算店頭デリバティブ取引を行っている場合に限る、イからハまでに掲げる取引を除く。）

二 金融商品取引業等に関する内閣府令第二百二十三条第一項第二十一号の九に掲げる措置 次に掲げる取引

イ 非清算店頭デリバティブ取引（施行日前に行われた取引及び第三項の規定により読み替えて適用する金融商品取引業等に関する内閣府令第二百二十三条第十二項の規定により金融商品取引業等に関する内閣府令第二百二十三条第一項第二十一号の九の規定が適用されない取引に限る。）

〔ロ・ニ 同上〕

ホ 一括清算の約定をした基本契約書に基づき行われている取引

<p>(金融商品取引業者等が当該基本契約書に基づき金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第一項第二十一号の十一の措置に係る非清算店頭デリバティブ取引を行っている場合に限り、イからニまでに掲げる取引を除く。)</p> <p>2 「略」</p> <p>3 金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第十三項の規定の適用については、同項中「一兆千億円」とあるのは、施行日から平成二十九年八月三十一日までの間は「四百二十兆円」と、同年九月一日から平成三十年八月三十一日までの間は「三百十五兆円」と、同年九月一日から令和元年八月三十一日までの間は「二百十兆円」と、同年九月一日から令和二年八月三十一日までの間は「百五兆円」とする。</p> <p>(証拠金の預託等に係る経過措置)</p> <p>第三条 当分の間、金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第一項第二十一号の十中「相手方に貸付又は預託(以下この号及び次号において「預託等」という。)をする証拠金」とあるのは、「相手方に貸付若しくは預託又はこれらに類する方法による差入(以下この号及び次号において「預託等」という。)をする証拠金」とする。</p>	<p>(金融商品取引業者等が当該基本契約書に基づき金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第一項第二十一号の九の措置に係る非清算店頭デリバティブ取引を行っている場合に限り、イからニまでに掲げる取引を除く。)</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第十二項の規定の適用については、同項中「一兆千億円」とあるのは、施行日から平成二十九年八月三十一日までの間は「四百二十兆円」と、同年九月一日から平成三十年八月三十一日までの間は「三百十五兆円」と、同年九月一日から平成三十一年八月三十一日までの間は「二百十兆円」と、同年九月一日から平成三十二年八月三十一日までの間は「百五兆円」とする。</p> <p>(証拠金の預託等に係る経過措置)</p> <p>第三条 当分の間、金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第一項第二十一号の八中「相手方に貸付又は預託(以下この号及び次号において「預託等」という。)をする証拠金」とあるのは、「相手方に貸付若しくは預託又はこれらに類する方法による差入(以下この号及び次号において「預託等」という。)をする証拠金」とする。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	